

第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録							
開会		令和3年4月26日午前10時00分		閉会		令和3年4月26日午前10時50分	
日程番号	議案番号	案 件				結果	
1	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(令和3年度補正予算額(第1号)(教育関係)について)の意思決定について (2) 職員の定年前早期退職について (3) 職員の採用について (4) 教職員の採用について(幼稚園) (5) 教職員の退職について(幼稚園) (6) 職員の人事異動について (7) 職員の普通退職について (8) 新しい学校推進室設置規則の制定について (9) 枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について (10) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正について (11) 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について (12) 枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正について (13) 令和3年度機構改革等に伴う教育委員会要綱の改正について (14) 市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて (15) 枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の廃止について (16) 教職員の人事異動について(小中学校) (17) 令和2年度優秀教職員表彰について (18) 学校運営協議会委員の委嘱について (19) 職員の人事異動について(幼稚園) (20) 教職員の人事異動について(幼稚園)				承認	
構 成 員	教 育 長	奈 良 渉		構 成 員	教 育 委 員	橋野 陽子	
	教 育 委 員	谷元 紀之			教 育 委 員	中西 悠子	
説 明 員	教 育 監 (教育行政担当)	奥 誠二		説 明 員	教 育 支 援 室 長	杉浦 雅彦	
	教 育 監 (学校教育担当)	岩谷 誠			教 育 政 策 課 長	山下 恵一	
	総 合 教 育 部 長	新内 昌子			教 育 支 援 室 課 長 (児童生徒支援担当)	齋藤 博	
	学 校 教 育 部 長	位田 真由子			学 校 教 育 室 課 長 (教職員担当)	嶋田 慎司	
	総 合 教 育 部 次 長	大西 佳則			学 校 教 育 室 課 長 (教育指導担当)	嶋田 崇	

	総合教育部次長 兼 学校教育部次長	高橋 孝之	記 録	教育政策課課長代理	高松 健大
	学校教育部次長 兼 学校教育室長	栈敷 勝		傍聴の人数	1人

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議の出席者は、5名中4名です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、ご報告がございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定による、教育長に事故があるとき、又は、教育長が欠けたときに職務を行う委員として、令和3年4月1日付けで谷元委員を指名しておりますので、ご報告いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において谷元委員を指名いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

それでは、日程1、報告第1号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第1号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、2ページの「2. 臨時代理事項」にございますとおり、臨時代理第23号から第39号まで、及び第1号から第3号まででございます。これら20件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

臨時代理第23号「議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）について）の意思決定について」ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月22日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

内容でございますが、次ページをご覧ください。

令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）の歳出を、費目ごとに、表によりお示ししております。

表の最上段、左から3番目の列「補正額」の欄をご覧ください。

「第9款 教育費」における歳出補正予算額の合計は、2億4,521万3千円の増額となっております。

内訳につきましては、「第1項 教育総務費」の「3. 教育研究費」が1,000万円の増額、

「第2項 小学校費」の「1. 小学校管理費」が5,790万6千円の増額、「3. 小学校保健衛生費」が27万5千円の増額、「第3項 中学校費」の「1. 中学校管理費」が2,988万8千円の増額、「3. 中学校保健衛生費」が10万5千円の増額、「第4項 幼稚園費」の「1. 幼稚園費」が775万2千円の増額、「第5項 社会教育費」の「1. 社会教育総務費」が3,463万5千円の増額、「3. 図書館費」が3,136万4千円の増額、「第6項 保健体育費」の「4. 学校給食費」が7,328万8千円の増額となっております。

歳入の概要につきまして、6ページをご覧ください。

表の3行目ですが、「第2項 府補助金」の「8. 教育費府補助金」、「1. 教育支援体制整備事業費交付金」として、子ども未来部公立保育幼稚園課から、150万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品の購入に対する府補助金で、その補助率は1/2となっております。

続きまして、歳出の概要につきまして、7ページをご覧ください。

表の3行目ですが、「第1項 教育総務費」の「3. 教育研究費」、「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 修学旅行等負担金」として1,000万円を学校教育部教育指導課から計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行等がキャンセルになった場合のキャンセル料に係るもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、「第2項 小学校費」の「1. 小学校管理費」、「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 衛生管理臨時事業費」として5,790万6千円を総合教育部学校安全課から計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のためのトイレ清掃の委託に係るもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次の「3. 小学校保健衛生費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 学校保健特別対策事業費」として27万5千円を学校教育部教育支援推進室から計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品の購入に係るもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、「第3項 中学校費」の「1. 中学校管理費」、「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 衛生管理臨時事業費」として2,988万8千円を総合教育部学校安全課から計上しております。これは、小学校費と同じく、新型コロナウイルス感染症対策のためのトイレ清掃の委託に係るもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次の「3. 中学校保健衛生費」の「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 学校保健特別対策事業費」として10万5千円を学校教育部教育支援推進室から計上しております。これも、小学校費と同じく、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品の購入に係るもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、「第4項 幼稚園費」の「1. 幼稚園費」、「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 感染拡大防止対策事業費」として、子ども未来部公立保育幼稚園課から、775万2千円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や備品の購入に係るもので、府補助金と地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、「第5項 社会教育費」の「1. 社会教育総務費」、「1. 成人祭（はたちのつどい）実施経費」として、総合教育部教育政策課から、3,463万5千円を計上しております。こ

れは、はたちのつどいが延期になったことによるレンタル衣装などのキャンセル料補助金に係るものでございます。

次の「3. 図書館費」の「1. 図書館オンラインシステム運営経費」、「(1) 電子図書館システム運営事業費」として、総合教育部中央図書館から、2,532万2千円を計上しております。これは、電子図書館システムの導入や電子書籍の購入に伴うもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

また、「2. 新型コロナウイルス感染症対策経費」の「(1) 感染症拡大防止対策事業費」として、総合教育部中央図書館から、604万2千円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための備品の購入に係るもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

8ページをご覧ください。

「第6項 保健体育費」の「4. 学校給食費」、「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「(1) 学校臨時休業対策事業補助金」として、総合教育部おいしい給食課から829万3千円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症のため学校が臨時休業になり、給食が提供できなかった場合に、保護者に給食費を返金する費用等に係るものでございます。

また、「(2) 感染症拡大防止対策事業費」として、総合教育部おいしい給食課から6,499万5千円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や備品の購入、小学校給食のパンの個包装の委託に係るもので、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第23号「議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第1号）（教育関係）について）の意思決定について」の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第24号「職員の定年前早期退職」につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月24日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては省略させていただきます。

臨時代理の内容でございますが、議案書の10ページでございますとおり、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第24号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第25号「職員の採用」につきまして、ご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月26日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、議案書の12ページでございますとおり、表に記載の者を、新規採用の任期付常勤職員として採用するものでございます。配属先については、まなび舎整備室を予定しておりましたが、令和3年度機構改革により、まなび舎整備室が市長部局都市整備部施設整備室へと移管されましたことから、施設整備室への配属となります。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第25号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 続きまして、臨時代理第26号「教職員の採用について（幼稚園）」及び第27号「教職員の退職について（幼稚園）」につきまして、ご説明いたします。

議案書13ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月26日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては省略させていただきます。

臨時代理の内容でございますが、議案書14ページをご覧ください。

市立幼稚園において、表に記載の5名を任期付幼稚園講師として採用いたしました。こちらは昨年度末の任期付講師の退職等に伴い、必要数の不足を補うために採用したものでございます。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。

市立幼稚園において、表に記載の3名の任期付幼稚園講師が令和3年3月31日付けで退職したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第26号及び27号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 新内総合教育部長。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第28号「職員の人事異動」につきましてご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

恐れ入りますが、32ページをご覧ください。

令和3年度枚方市定期人事異動の概要でございますが、目的といたしまして、公約施策の推進に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と、人事の刷新を図るため、実施したものでございます。

「2. 基本方針」といたしましては、（1）部付けの配置とすることにより、危機事象時や繁忙時期における業務の平準化等、効果的な執行体制を構築するとともにワークライフバランスを推進する。（2）国・府や関係団体との積極的な人事交流や官民連携の取り組み等により、他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制をめざす。（3）限られた経営資源を有効に活用し、効率的かつ効果的なコンパクトで機動力のある組織を構築するため、さらなる職制の簡素化と職制職員数の縮減に努める。（4）組織の活性化とパフォーマンス向上に繋がる若年登用と女性活躍を推進する。（5）画一的にジョブローテーションをするのではなく、職員個々の適正や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、組織力の向上を図るものでございます。

異動者数の状況ですが、教育委員会におきましては、105人が異動となっており、このうち、他部局への出向者が58人、他部局からの出向者が15人、教育委員会内の異動が32人となっております。

なお、教育委員会内での昇格者は7人となっております。

恐れ入りますが18ページにお戻りください。

他部局へ出向の一覧に記載の職員につきましては、出向先での発令となりますので、参考として記載させていただいております。

24ページをご覧ください。

「異動」の一覧に記載の職員につきましては、課長代理以上は新の機構順・補職順、その他の職員は、機構順・職制ごとの50音順でございます。時間の都合上、氏名等の読み上げにつきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第28号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第29号「職員の普通退職」につきまして、ご説明いたします。

議案書の34ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

臨時代理の内容でございますが、議案書の35ページにございまして、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第29号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第30号「新しい学校推進室設置規則の制定」につきまして、ご説明いたします。

議案書の36ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

今回の制定は、令和3年4月1日付けで、臨時の組織として、総合教育部に新しい学校推進室を置くこととしたため、規則を制定するものでございます。

規則の内容でございますが、別紙1をご覧ください。

第1条に新しい学校推進室の設置について、第2条に事務分掌、第3条にグループ制による事務の処理、第4条に職制を定めるものでございます。第5条に補則といたしまして、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第30号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第31号「枚方市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正」につきまして、ご説明いたします。

議案書の37ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

今回の改正は、主に令和3年度の機構改革に伴い、「枚方市教育委員会事務局事務分掌規則」ほか4件の規則について、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、別紙2の4ページから始まります新旧対照表をご覧ください。

なお、恐れ入りますが、機構改革に関する内容については、個別のご説明を省略し、その

他の主な改正部分についてご説明させていただきます。

11ページからの「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則」関係ですが、第3条及び第4条で、市長部局において職制を整理し、「部次長」を「次長」とすることに合わせた改正を行っております。

恐れ入りますが、別紙2の3ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規則は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第31号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第32号「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部改正」につきまして、ご説明いたします。

議案書の38ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

今回の改正は、先ほどの臨時代理第31号と同様に、主に令和3年度の機構改革等に伴い、「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程」ほか6件の規程について、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、別紙3の11ページから始まります新旧対照表をご確認いただければと思います。

資料のページ数の関係で、勝手ながら各項目を読み上げてのご説明は省略させていただきますが、機構改革に伴うもののほか、先ほど臨時代理第31号でご説明いたしました、部次長についての規定、決裁根拠の明確化に伴う変更などについて、各関係規定に反映させる内容となっております。

恐れ入りますが、別紙3の10ページにお戻りください。

附則でございますが、本規程は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

また、附則の2につきましては、今回の規程の改正前に行われた決裁行為等が改正後も効力を失わないこと等を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第32号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第33号「枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正」につきまして、ご説明いたします。

議案書の39ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

今回の改正は、市長部局において人事評価の方法などを改正したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、別紙4の2ページから始まります新旧対照表をご覧ください。

第13条第8項では、正職員などについて、評価ランクを3段階から4段階に変更する改正を行っております。また、別表第1では、先ほど臨時代理第31号でご説明いたしました、部次長についての規定の改正を行っております。また、3ページの別表第2では、会計年度任用職

員の標準職務遂行能力について改正を行っております。

恐れ入りますが、別紙4の1ページにお戻りください。

ページ下段の附則でございますが、本規程は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第33号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第34号「枚方市教育委員会職員服務規程の一部改正」につきまして、ご説明いたします。

議案書の40ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

今回の改正は、各種の届け出や出張など、職員の服務に関する手続きのほとんどが人事給与システムにより行われているため、様式を廃止し、所要の調整を行うものでございます。

改正内容につきましては、43ページからの新旧対照表をご覧ください。

資料のページ数の関係で、勝手ながら各項目を読み上げてのご説明は省略させていただきますが、システムによる手続きに対応するための改正のほか、第10条で庁用自動車の運転資格の変更に伴う改正を行っております。

恐れ入りますが、42ページにお戻りください。

附則でございますが、本規程は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第34号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第35号「令和3年度機構改革等に伴う教育委員会要綱の改正」につきまして、ご説明いたします。

議案書の47ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

今回の改正は、令和3年度の機構改革等に伴い「枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱」等を改正するものでございます。

改正内容につきましては、60ページからの新旧対照表をご覧ください。

機構改革に伴う担当部署名の改正のほか、学校園医など特別職非常勤職員に係る要綱の記載を市長部局の要綱と整合性を図る改正、その他所要の調整をしております。

恐れ入りますが、49ページにお戻りください。

附則でございますが、本要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございます。なお、今回改正するその他の要綱につきましても、すべて令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第35号の説明とさせていただきます。

○新内総合教育部長 続きまして、臨時代理第36号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うこと」につきまして、ご説明いたします。

議案書の69ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月

31日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

教育委員会は、市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、補助執行を行っているところです。本件は、このたび、スポーツ基本法に基づく学校施設の利用に係る事務の補助執行に関し、市長から提案のありました協議に対しまして、同意を行ったものでございます。

別紙5の1ページをご覧ください。

「1. 内容」の「(1) 補助執行させる事務」でございしますが、「スポーツ基本法第13条に基づく学校施設の利用に関する事」でございします。これは、学校の体育施設の開放について、令和2年度までは市長部局のスポーツ振興課が担当しておりましたが、令和3年度から総合教育部の新しい学校推進室で担当することになったため、補助執行することになったものでございます。

「(2) 補助執行させる職員」でございしますが、「教育委員会の事務局職員又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員」とするものでございします。

「2. 施行時期」でございしますが、令和3年4月1日でございします。

なお、次のページに、市長から教育長への協議の申出書を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第36号の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 位田学校教育部長。

○位田学校教育部長 続きまして、臨時代理第37号「枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の廃止」についてご説明いたします。

議案書の70ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

枚方市いじめ問題対策連絡協議会については、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を深めるため、意見交換や連絡調整を行っています。

市長部局では、意見交換や連絡調整を行う会議体については、決裁を根拠に設置していることが多く、この協議会についても令和3年4月1日から会議の運営方法を市長部局の事例を参照して整理し、決裁により設置を定めることとするため、枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を廃止するものです。

議案書71ページの附則でございしますが、本要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第37号の説明とさせていただきます。

○位田学校教育部長 続きまして、臨時代理第38号「教職員の人事異動について（小中学校）」のご説明をいたします。

議案書72ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

「1. 臨時代理の内容」につきましてご説明します。

まず、小学校においては、第1学年から第6学年までの本市独自の学級編制の実施及び英

語教育推進のため、議案書73ページから78ページにかけての表に記載のとおり、任期を1年とする任期付講師74名を採用し、各校に配置をいたしました。

また、中学校においては、任期を1年とする任期付講師11名を採用し、内5名を学力向上の推進を図るため、対象校に配置し、6名を生徒指導の体制の充実を図るため、対象校に配置いたしました。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第38号の説明とさせていただきます。

○位田学校教育部長 続きまして、臨時代理第39号「令和2年度優秀教職員表彰について」ご説明いたします。

議案書79ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年3月31日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

「1. 臨時代理の内容」についてご説明します。

議案書80ページをお開きください。

内容といたしまして、教職員の一層の職務意欲を高め、組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員やチームのうち、特に顕著な業績をあげたものについて表彰するものでございます。

次のページをお開きください。

令和2年度の優秀教職員を紹介させていただきます。

個人表彰といたしまして、枚方市立伊加賀小学校 高嶋珠希教頭、枚方市立招提小学校 西村真由子教諭、枚方市立磯嶋小学校 三木立志教諭、チーム表彰といたしまして、枚方市立磯島小学校、枚方市立東香里小学校、枚方市立第四中学校、枚方市立楠葉西中学校、授業マイスターチーム、情報教育推進ワーキングチーム、以上でございます。

それぞれの詳細につきましては、議案書82ページから91ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第39号の説明とさせていただきます。

○位田学校教育部長 続きまして、臨時代理第1号「学校運営協議会委員の委嘱」につきまして、ご説明いたします。

議案書92ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年4月1日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

次ページをご覧ください。

「1. 臨時代理の内容」としまして、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を教育委員会の附属機関として設置した「学校運営協議会」の委員として委嘱したものでございます。

委嘱委員につきましては、94ページから103ページの学校運営協議会委員名簿をご覧ください。

なお、委嘱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第1号の説明とさせていただきます。

○位田学校教育部長 続きまして、臨時代理第2号「職員の人事異動について（幼稚園）」及び第3号「教職員の人事異動について（幼稚園）」につきまして、ご説明いたします。

議案書104ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年4月1日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては省略させていただきます。

臨時代理の内容でございますが、議案書105ページをご覧ください。

市立幼稚園において、表に記載の職員1名について、令和3年4月1日付で人事異動を行っております。

続きまして、議案書107ページをご覧ください。

市立幼稚園において、表に記載の教職員4名について、令和3年4月1日付で人事異動を行っております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第2号及び第3号の説明とさせていただきます。

以上、報告第1号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 令和3年度補正予算額についてですが、7ページで小学校・中学校とも新型コロナウイルス感染症対策経費の衛生管理臨時事業費で、トイレの清掃を業者に委託するとの説明でした。小学校・中学校とも、どの程度業者が入って清掃をする予定なのか、お聞かせください。

○奈良教育長 山下教育政策課長。

○山下教育政策課長 ただいまご指摘のトイレ清掃の委託ですが、現在のところ週2回を目安に、6月以降委託する予定です。

○奈良教育長 谷元委員

○谷元委員 現在新型コロナウイルス感染症が拡大しておりまして、学校の方も対応に苦慮していると思います。そのような中でトイレ清掃を業者委託するということは、学校にとっても大変ありがたいことだと思います。こういったことは子どもたちの安全・安心、それから先生方の安全・安心にも役立つと思いますので、よろしくお願ひします。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

橋野委員。

○橋野委員 臨時代理第39号の「令和2年度優秀教職員表彰」についてですが、意見として申し上げます。

このたび、枚方の子どもたちの成長のために日頃から頑張っていただいている教職員の方々を称える教職員表彰という形を実施していただき、ありがとうございます。昨年度、情報教育推進ワーキングチームコアメンバーの会議の様子を、教育文化センターにおいて、情報教育の取組の環境や頑張りを見させていただいたので、このような形で表彰していただけることはとてもうれしく思います。枚方の子どもたちのために力を振るっていただいている素晴らしい教職員の方々はまだまだたくさんおられます。今後も表彰し、称えることで、皆様のやる気

に繋がって行ってほしいと思います。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 同じく「令和2年度優秀教職員表彰」について、意見を述べたいと思います。

この内容には、教職員の一層の職務意欲を高め、組織の活性化を図るため、模範となる実践活動や優れた提言・提案を行い、特に顕著な業績を上げた者を表彰するという事で、教職員が3名、学校が4校、2つのチームが表彰を受けました。選考については、児童生徒の教科指導や生徒指導において、指導方法の工夫や意欲的な取組により、優れた成果を上げていることをはじめ、4点の選考基準が設けられています。また、表彰された主な功績や推薦理由には、具体的な取組や実践における功績が明記され、他の教員や他の学校への貢献についても詳細に記されています。中には、子どもたちのアンケートや学校教育自己診断の結果分析からも高い数値が示されており、その功績の大きさが模範となっていることが顕著であることもうかがえました。自校の取組だけでなく、オンラインで他校の教職員と連携し、研究を進めながら実践を深めたり、授業実践を動画資料として提供したりして、市内全域の小中学校に寄与するなど、今までになかった取組も見受けられました。令和2年度の優秀教職員表彰は、教職員の熱意や努力が報われ、評価されるとともに、教職員の意欲をさらに高め、資質・能力の育成にも繋がるものであると考えます。これからも教職員が意欲と情熱を持ち続け、他の教員の模範となるよう、人材育成とともに組織の活性化にも繋げてもらいたいと考えます。そのためには、教職員の学校現場での実践的指導力の育成・強化が重要です。そして、教職員が自らの指導力をさらに身に付け、子どもたちの学習意欲を向上させることに積極的に取り組む努力を学校組織の中で醸成し、教育委員会がそれを後押しするための教育施策等を今後検討していただくようお願いしたいと思います。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第1号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

○奈良教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和3年第4回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

奈 良 涉

谷 元 紀 之
